

有機ハイドライド方式の水素スタンドに係る検討項目と進め方について

1 有機ハイドライド方式の水素スタンドと消防法令の関係

有機ハイドライド（メチルシクロヘキサン）から水素を取り出す工程は、消防法令上の危険物である有機ハイドライド及びトルエンを貯蔵等するため、消防法が適用されることとなる（取り出した水素を圧縮し、充填する工程は、高压ガス保安法が適用される。）。

給油取扱所に有機ハイドライド方式の水素スタンドを併設する場合には、消防法に規定のある改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所として取り扱うことができると考えられる。

また、有機ハイドライド方式の水素スタンドを単独で設置する場合には、一般取扱所として取り扱うことができると考えられる。

2 検討の進め方（案）

（1）有機ハイドライド方式の水素スタンドを給油取扱所に併設する場合

有機ハイドライド方式の水素スタンドを併設する給油取扱所について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託により、一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）が検討を行ったリスク評価に基づき、従来の改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術基準を適用した場合に、残存するリスク要因の有無を検証し、必要な安全対策について検討する。

（2）有機ハイドライド方式の水素スタンドを単独で設置する場合

（1）の結果を踏まえ、単独で設置される有機ハイドライド方式の水素スタンドに必要な安全対策を、給油取扱所に併設設置される場合と同様の安全対策とすることができるかどうか検証し、必要な安全対策について検討する。